

別表（第3条、第8条、第9条、第13条関係）

給付等種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台【介護保険優先】 次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児童にあっては、学齢児以上の者に限る。以下同じ。） (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（児童を含む。以下「難病患者等」という。）であって、寝たきりの状態にあると医学意見書により認められる者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット【介護保険優先】 次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（児童にあっては、当該障害の等級が2級以上であり、学齢児以上の者に限る。） (2) 療育手帳の障害の程度が重度以上の者で、常時介護を要する者 (3) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあると医学意見書により認められる者	褥そうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有しマットにビニール等の加工をしたもの	5年	19,600円
	特殊尿器【介護保険優先】 次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の身体障害者（児童にあっては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないと医学意見書により認められる者	尿が自動的に吸引されるもので、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に	使用者を担架に乗せたままリフト装置により入浴できるもので、介護者が容易に	5年	82,400円

		限る。児童にあっては、学齢児以上の者に限る。)	使用し得るもの		
	体位変換器【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。児童にあっては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあると医学意見書により認められる者	介護者が使用者の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの（ピロー・クッションを除く。）	5年	15,000円
	移動用リフト【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児童にあっては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害があると医学意見書により認められる者	介護者が使用者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	159,000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児（3歳以上の者に限る。）	原則として付属のテーブルがついているもの	5年	33,100円
自立生活支援用具	入浴用いす（入浴補助用具）【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする身体障害者（児童にあっては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者	①浴室用いす 座位の保持を補助でき、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。） ②浴槽用いす 自沈すること又は吸盤により浴槽内において利用でき、使用者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）	8年	19,400円

	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害者 2 級以上の身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害があり入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者	③入浴用車いす 座位の保持を補助でき、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）	8 年	90,000円
浴槽用手すり （入浴補助用具）【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもので、使用者が用意に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）	8 年	22,800円
入浴台 （入浴補助用具）【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者	浴槽の縁にかける、又は挟み込んで固定するもので、使用者が容易に使用し得るもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）	8 年	27,000円
すのこ （入浴補助用具）【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者	①浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて、浴槽の底面の高さを補うもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。） ②浴室内すのこ 浴室内に置いて、浴室の床の段差を解消するもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）	8 年	33,100円
入浴介助ベルト （入浴補助用具）【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とする身体障害者（児童にあ	使用者が移動するときの支えとなり、介護者が容易に使用し得るもの	8 年	10,100円

		っては、学齢児以上の者に限る。) (2) 難病患者等であって、入浴に介助を要すると医学意見書により認められる者			
腰掛便座【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、常時介助を要すると医学意見書により認められる者	和式便器の上に置いて、腰掛式に変換するもの（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）	8年	4,450円
頭部保護帽	次のいずれかに該当する者	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある身体障害者 (2) 療育手帳の障害の程度が重度以上の者又は精神障害者保健福祉手帳の障害の等級が2級以上の者で、常時介護を要し、てんかんの発作等により頻繁に転倒すると医学意見書により認められる者	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの ア スポンジ、革を主材料に製作されたもの イ スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの	3年	15,656円 37,852円
T字状・棒状のつえ【介護保険優先】	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある身体障害者で、歩行に介助を必要とする者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。		使用者が容易に使用し得るもの	3年	3,000円
移動・移乗支援用具【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者（児童にあつては、3歳以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害があると医学意見書により認められる者	次のような性能を有する手すり、スロープであること。 (1) 使用者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする（ただし、設置に当たり取付工事を伴うものを除く。）。	8年	60,000円
リフト機能付便座【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。	(1) 下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害2級以上の身体障害者（児童にあつては、	電動式又はスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの（ただし、取替えに当たり取付・配管工事を伴うもの、便器一体型のも	8年	151,200円

	学齡児以上の者に限る。) (2) 難病患者等であって、 (1)に準ずる障害があると医学意見書より判断できる者	のを除く。)		
補高便座【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害２級以上の身体障害者（児童にあつては、学齡児以上の者に限る。） (2) 難病患者等であって、 (1)に準ずる障害があると医学意見書より判断できる者	洋式便器の上に置いて高さを補うもの（ただし、取替えに当たり取付・配管工事を伴うもの、便器一体型のものを除く。）	8年	14,500円
聴覚障害者用火災警報器	聴覚障害３級以上の身体障害者で、火災発生の感知が著しく困難な者	(1) 火災警報器 室内の火災を煙又は熱により感知したとき音及び光を発し、火災警報信号送信機に信号を送ることができるもの (2) 火災警報信号送信機及び火災警報信号受信機 火災警報器の警報を感知し、信号を送信できる送信機及びその信号を受信し、光又は振動等により周りに危険を知らせることのできる受信機（送信機は警報器に内蔵されているものも含む。） 火災警報器に接続可能な屋内信号装置の給付を受けている者が当該用具の給付を受けるときは、火災警報器のみの給付とする。ただし、この要綱による火災警報器の給付を受けた者は、給付の対象としない。	10年	44,000円
音声式電磁調理器	視覚障害２級以上の身体障害者で、18歳以上の者（当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	使用者が容易に使用し得るもの（ただしビルトイン型、据え置き型のものを除く。）	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児童にあつては、学齡児以上の者に限る。）	使用者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の身体障害者で、18歳以上の者（当該者の世帯が、聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上実用	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

		と認められる世帯である場合に限る。)			
	音声式 I C タグレコー ダー	視覚障害 2 級以上の身体障害者で 18 歳以上の者 (当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	識別したい物品に取り付けた I C タグの情報を、専用機で読み上げることにより、名称その他の情報を容易に認識できる機能等を有するもの	6 年	59,800 円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う必要があると医学意見書により認められる者 (児童にあつては、学齢児以上の者に限る。)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	51,500 円
	ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 (1) 呼吸器機能障害 3 級以上の者 (2) 音声・言語・そしゃく機能障害であつて、医学意見書より必要性が認められる者 (3) 脳原性移動機能障害、上肢障害、体幹機能障害 1 級以上であつて、医学意見書より必要性が認められる者 (4) 難病患者等であつて、呼吸機能に障害があると医学意見書により認められる者	使用者が容易に使用し得るもの	5 年	36,000 円 ※電気式たん吸引器との両用器については、72,500 円
	電気式たん吸引器			5 年	56,400 円 ※ネブライザーとの両用器については、72,500 円
	酸素ボンベ運搬車	呼吸機能に障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	使用者が容易に使用し得るもの	10 年	17,000 円
	視覚障害者用音声式体温計	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児童にあつては、学齢児以上の者に限る。)	使用者が容易に使用し得るもの	5 年	9,000 円
	視覚障害者用音声式血圧計	視覚障害 2 級以上の身体障害者 (児童にあつては、学齢児以上の者に限る。)	使用者が容易に使用し得るもの	5 年	15,000 円
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上の身体障害者で 18 歳以上の者 (当該者の世帯が視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合又は食事制限、体重管理その他の事由により随時体重計を使用することが必要であると医学意見書により認められる場合に限る。)	使用者が容易に使用し得るもの	5 年	18,000 円
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメー	次のいずれかに該当する者 (1) 呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者で、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、使用者又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年	157,500 円

	ター)	(2) 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者			
	人工呼吸器用外部バッテリー	次のいずれかに該当する者 (1) 人工呼吸器を使用する身体障害児・者で、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働が可能な電力を供給でき、対象者又は介助者が容易に使用できるもの（メーカー純正バッテリーに限る。）	5年	100,000円
	正弦波インバーター発電機	次のいずれかに該当する者 (1) 人工呼吸器を使用する身体障害児・者で、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者 (2) 難病患者等であって、その疾患が起因となり、常時、人工呼吸器の装着が必要であると医学意見書により認められる者	ガソリン、ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機のうち、定格出力が850V A以上のもので、使用者又は介助者が容易に使用し得るもの（ポータブル蓄電池又はDC/ACインバーター（カーインバーター）との併給は不可）	10年	120,000円
	ポータブル蓄電池	(3) 生命・身体機能の維持に必要な医療機器のうち、電源を必要とするもの（ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等）を常時使用している呼吸器機能障害3級以上又は同程度の者（児）であって、医学意見書により給付の必要性が認められる者	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置のうち、定格出力が300W以上のもので、使用者又は介助者が容易に使用及び運搬し得るもの（正弦波インバーター発電機又はDC/ACインバーター（カーインバーター）との併給は不可）	5年	60,000円
	DC/ACインバーター（カーインバーター）		自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置のうち、定格出力が300W以上のもので、使用者又は介助者が容易に使用し得るもの（正弦波インバーター発電機又はポータブル蓄電池との併給は不可）	5年	30,000円
意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能、言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）	携帯式で、ことばを声音又は文章に変換する機能を有し、使用者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上の身体障害者	使用者がコンピュータを使用する場合に必要なとなるソフト、周辺機器等（パソコ	5年	100,000円

		ン本体を除く。)		
点字ディスプレイ	視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
点字器	視覚障害２級以上の身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）	使用者が容易に使用し得るもの	標準型 7年	10,712円
			携帯用 5年	7,200円
点字タイプライター			5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の身体障害者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、使用者が容易に使用し得るもの	6年	（録音再生両用）85,000円
		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、使用者が容易に使用し得るもの	6年	（再生用）48,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）	文字情報又は文字情報と同一紙面上記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、使用者が容易に使用し得るもの	8年	115,000円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像、文字等がモニターに映し出せるもので、使用者が容易に使用し得るもの（パソコンの機能を有するものを除く）	8年	198,000円
視覚障害者用時計	視覚障害２級以上の身体障害者で、18歳以上の者	音声式又は触読式の時計で使用者が容易に使用し得るもの	10年	13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害、音声言語機能障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（児童にあつては、学齢児以上の者に限る。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、使用者が容易に使用し得るもの	5年	10,000円

	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者で、本装置によりテ レビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障害者用番組並びにテレ ビ番組に字幕及び手話通訳 の映像を合成したものを画 面に出力する機能を有し、 かつ、災害時の聴覚障害者 向け緊急信号を受信するも ので、使用者が容易に使用 し得るもの	6 年	88,900円
	人工喉頭	喉頭を全摘出したこと等によ り、音声機能を喪失した身体障 害者	顎下部等にあてた電動板を 駆動させ、経皮的に音源を 口腔内に導き構音化するも の	電動 式 5 年	72,203円
			呼吸によりゴム等の膜を振 動させ、ビニール等の管を 通じて音源を口腔内に導き 構音化するもの	笛式 4 年	5,150円
	点字図書	主に、情報の入手を点字により 行っている視覚障害者	点字により作成された図書 (ただし、月刊及び週刊で 発行される雑誌を除く。)	—	—
	人工内耳用 外部装置	聴覚障害者であって、現に人工 内耳を装用している者	スピーチプロセッサ等の外 部装置で使用者が容易に使用 し得るもの	5 年	200,000円
	人工内耳用 電池（空気電池）	聴覚障害者であって、現に人工 内耳を装用している者	人工内耳に使用する空気電池 (充電電池又は充電器との 併給は不可)	—	2,800円 (月額) ※両耳の場合 は、5,600円
	人工内耳用 電池（充電 電池）		人工内耳に使用する充電電池 (空気電池との併給は不可)	1 年	17,280円 ※両耳の場合 は、34,560円
	人工内耳用 充電器		人工内耳用充電電池を充電す るもの（空気電池との併給 は不可)	3 年	25,920円
排泄 管理 支援 用具	ストマ装具 (消化器系)	腸管の切除によって肛門からの 排便が困難となり、腹部に人工 肛門を設け排泄を行っている直 腸等機能障害者	主材は、ラテックス又はプ ラスチックフィルムとし、 各々次のような構造のもの。 低刺激性の粘着剤を使用 した密封型又は下部開放 型の収納袋 (1) ストマ装具（消化器 系） (2) ストマ装具（消化器 系：2孔分）	—	8,858円 (月額) 【特例給付】 4,428円 (月額) 17,716円 (月額) 【特例給付】 8,856円 (月額)

[illegible]

		ウ 前年分（1月から6月までの間に申請する場合にあつては前々年分）の所得税が非課税の世帯に属していること。 エ 市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料を完納していること。			
	収尿器	ぼうこう機能障害、脊椎損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、収尿器を必要とする者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもので使用者が容易に使用し得るもの	1年	8,755円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具【介護保険優先】	次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険における給付の対象となる者を除く。 （1） 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害3級以上の身体障害者（ただし、児童にあつては、学齢児以上の者に限る。） （2） 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害があると医学意見書により認められる者	第3条第2項に定める改修（細則は別に定める。）	—	200,000円
在宅療養等支援用具	排たん補助装置	次のいずれにも該当する者 （1） 神経・筋疾患（慢性の神経系の難病（筋萎縮性側索硬化症（ALS）等）の総称をいう。）又は重度の脳性まひにより身体障害者手帳若しくは特定疾患療養医療受給者証の交付を受けている障害児・者。 （2） 医師の指示により本用具を使用する者（排たん補助装置使用に係る医学意見書兼同意書（様式第12号）により本用具の使用が認められるもの。）ただし医療保険の適用がある場合は対象とならないものとする。	肺にたまった分泌物を効果的に排出でき、障害児・者が容易に使用し得るもの。	貸与（最長6か月）	27,000円（月額）